

食品安全委員会（第968回会合）議事概要

日 時:令和7年1月14日（火） 14:00～14:34

場 所:食品安全委員会大会議室

出席者:山本委員長ほか6名出席

傍聴者:一般43名

(1) 食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときについて

- ・安全性審査の導入及び第一種特定化学物質の取扱いに伴う食品衛生法（昭和22年法律第233号）第18条第1項の規定により定めた器具及び容器包装の規格基準の改正

→消費者庁から説明。

本件については、

1つ目の安全性審査の導入については、器具・容器包装として新たに使用される物質に係る安全性審査の制度を導入するための改正であること

2つ目の第一種特定化学物質の取扱いの変更については、化審法により適用除外される容器包装に係る食品衛生法の規定を実質的に補完する改正であること

から、食品健康影響評価の結果に基づき施策を策定するという手法になじまないものであることから、食品安全基本法第11条第1項第1号に規定する食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当するものとし、リスク管理機関（消費者庁）に回答することとなった。

(2) 食品安全基本法第24条の規定に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

- ・動物用医薬品 2品目

グレプトフェロン及びトルトラズリルを有効成分とする豚の注射剤（フォーセリス注射液）

ケトプロフェンを有効成分とする牛の注射剤（ケトフィス）

→農林水産省から説明。

本件については、動物用医薬品専門調査会において審議することとなった。

- ・ 遺伝子組換え食品等 1品目
Trichoderma reesei RF6199 株を利用して生産されたペクチナーゼ

→消費者庁から説明。

本件については、遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

- (3) 薬剤耐性菌に関するワーキンググループにおける審議結果について
- ・ 「家畜等への抗菌性物質の使用により選択される薬剤耐性菌の食品健康影響に関する評価指針の一部改正（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について
 - ・ 「食品を介して人の健康に影響を及ぼす細菌に対する抗菌性物質の重要度のランク付けについての一部改正（案）」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

→担当の山本委員長及び事務局から説明。

本件については、意見・情報の募集手続に入ることとし、得られた意見・情報の整理、回答案の作成及び評価指針等の一部改正案への反映を薬剤耐性菌に関するワーキンググループに依頼することとなった。